

## 安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン（要約版）

この文書は、2009年4月に行われた外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」）の改正を受け、大学等での安全保障貿易管理体制の構築・運用に資することを目的として、関連省庁の協力の下、特定非営利活動法人産学連携学会が2009年8月にまとめた「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」の要約版です。

### 1. 管理体制構築に当たっての諸課題

大学関係者からよく聞く質問と、それに対する回答を以下に整理しました。

**【質問1】** 大学で検討を開始するに当たっての留意点は何か。

安全保障貿易管理は大学におけるコンプライアンスの問題であり、予算や人員の不足を理由に対応しない事は許されませんから、その最高責任者である学長等を始めとする役員の主體的な関与が必要です。一方、大学本来の社会的使命を考えると、国際交流を阻害するような過度の内部統制は避けるべきですし、適時行われる法令改正等も視野に入れ、常に最新の規制に対応できるような柔軟な管理体制を構築すべきです。

**【質問2】** 大学においてはどのような体制が必要か。

管理体制下の組織的な責任の所在を明確化し、十分な当事者能力を持つ人材に、実態に即した対応に当たらせる体制を構築する必要があります。さらに個々の教員の自覚を高め、その主體的な協力が得られる体制を組むとともに、管理担当部署には相談窓口を設け、国際交流に携わる教員との間の相互信頼の形成と維持に努めるべきです。

**【質問3】** 大学において必ずやらなければならないことは、どのようなことか。

以下にその要点を示します（詳細は本編をご参照下さい。）。

#### ① 資機材（貨物）の輸出について

まずは相手先に提供する資材や機材の技術的な仕様を確認し、規制対象となる場合には、経済産業大臣の許可を得てから輸出します。次に、資機材を提供する相手先や提供した資機材の相手先での用途について兵器等の開発等に用いられるおそれがないかどうかの確認します。その結果、規制対象となる場合にはやはり同様の許可が必要です。

#### ② 技術（役務）の提供について

技術の提供（国際共同・受託研究、留学生や研究者の派遣・受入れ等における技術の提供を含む。）に関しても、提供する技術の仕様、提供する相手先（国と事業内容等）とその用途を確認します。規制対象となる場合には経済産業大臣の許可が必要です。

**【質問4】** 大学における自主管理体制は、どのように運用すればよいか。

管理担当部署の大学内の他の部署との日常的かつ緊密な連携が必要ですし、一般教職員の法的規制への高い関心が、組織内の文化として定着するようにすべきです。

### 2. 段階的發展モデル

#### （1）基本的な留意点

“大学の文化や考え方”を踏まえつつ、“安全保障貿易管理”のリテラシーを有する人材育成から始める必要があることから、段階的に体制構築を進める必要があります。

#### （2）輸出管理体制を組織として導入する前の状態（手順0）

個々の教員に輸出管理を委ねている状態から、組織的な輸出管理体制に移行するには、これを導入することへの強い動機が大学に必要ですが、リスクが潜在化している場合はその対応が後回しになることも考えられます。いずれにせよ、この体制構築に使命感を持ち、これに関するリテラシーを自主的に備えながら、大学内での体制構築をリードしようとする教員が必要です。実務的には産学連携あるいは知的財産管理に「関与する」教員が主たる担当者となって、体制構築に従事するケースが多いでしょう。

### (3) 導入初期の状況（手順1）

#### ① 最初の学内啓発活動

大学のホームページに安全保障貿易管理に関する情報の掲載したり、講演会等を開催するとともに、学内向けの輸出管理に関する問い合わせ窓口を設定します。

#### ② 担当すべき部署等の決定

最初に事務組織がこの問題に対処する上で、学長あるいは副学長クラスの大学役員のリーダーシップとこの問題に対する理解が必要です。

### (4) 初期体制の構築（手順2）

#### ① 委員会の設定、規程の整備

学内に管理委員会等を設ける場合、その任務の特殊性から、学部等ごとのローテーションでの委員の人選は避ける方が無難です。外部有識者の登用も一策でしょう。管理規程において定めるべき事項は、輸出管理最高責任者、輸出管理統括責任者、輸出管理担当部署、規制への該当性判定の方法等です。詳しくは以下のURLをご参照下さい。

(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/bouekikanri/daigaku/main.html>)

#### ② 担当職員の教育

担当職員には、強い使命感、輸出管理の知識を主体的に得ようとする意欲、コミュニケーション能力、学内状況に対する理解等が必要です。その養成教育は、実務に従事しながら、不明なことを経済産業局等の窓口にお問い合わせするなどして、スキルやノウハウを蓄積していくOJTが一般的ですが、CISTECの「安全保障輸出管理実務能力検定試験」等の資格制度を活用し、資格取得というモチベーションを与えるのも一法です。

#### ③ 技術（役務）の提供の管理

大学の事務組織と各教員とが連携してこれに当たる必要がありますから、個々の教員の輸出管理に関するリテラシーを高める活動を進めつつ、行うことが肝要です。

#### ④ 海外からの研究者や留学生の受入れに関わる安全保障貿易管理体制の構築

### (5) 運用段階（手順3）

大学である程度、安全保障貿易管理の経験の素地が出来ていることが、前提条件です。この段階が、実質的な輸出管理体制の始まりとなります。

#### ① 学部又はキャンパスごとの輸出管理窓口の設置

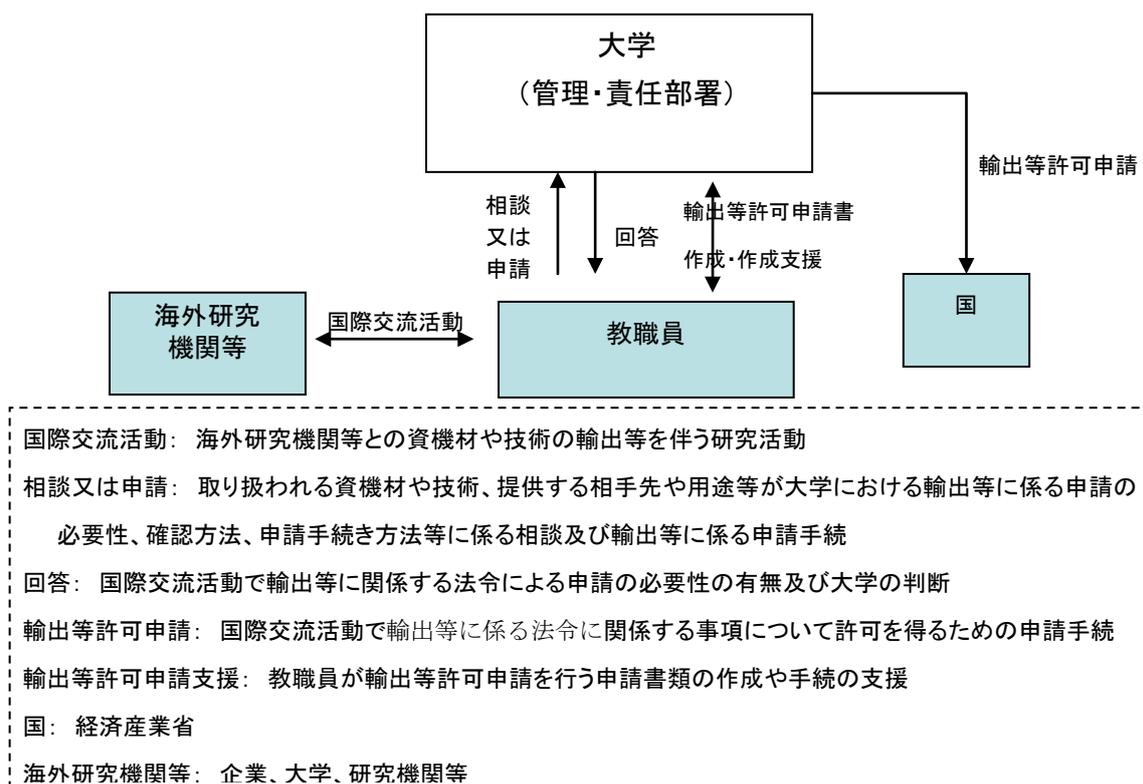
大学の規模やその様態によっては、これが望ましい場合があります。

#### ② PDCAサイクルを通じた常態的な輸出管理業務の質の向上

## 3. 構築可能な管理体制モデル

### (1) 輸出管理における学内業務

輸出管理に必要な教員及び大学の基本的な業務や管理の流れを次の図に示します。



## (2) 大規模総合大学モデルと中小規模モデル

大学の規模に応じて、その体制並びに誰が責任者及び担当者に適任者であるか等、を整理する必要があります。特に中小規模大学では、専従職員の配置が困難であることから、現実的な工夫が必要です。

## 4. 円滑な運用のための工夫・ノウハウ

### (1) 教員等への継続的な啓発活動

安全保障貿易管理のパンフレット、輸出管理に関する「チェックシート」の作成、これに関する啓発教育用教材（教員向け）及び専門教材（相談窓口向け）の用意等が必要です。

### (2) 輸出管理に携わる担当職員の育成等

長期的な人材の登用と育成の基本的な方針を定め、短い周期での機械的な人事異動等によって、引継作業等で業務の継続性に支障をきたさないようにします。また理想的には、一般の教員から見て、自分たちの「職場の仲間」がその能力の故に「重責を担っている」という見方をされるスタッフでこの部署を構成することが望まれます。

### (3) 教員の疑問や不安への迅速かつ適切な相談対応の実施

教員の海外交流等の日常的業務が安全保障貿易管理に関わる可能性を知らせ、誰もが気軽に相談できる学内の窓口を設置し、それを周知させることが重要です。

### (4) 輸出等許可申請手続きの際に留意すべきポイント

研究業務等に携わる現場の教員が、経済産業省の安全保障貿易管理のホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>) の下にある「貨物の羅針盤」や大学がその実情に即して策定したマニュアル等に従って、まず自ら輸出资機材の該非判定（1次スクリーニング）を行った後、輸出管理実務部署に必要な申請をし、当該部署職員がその判

定の妥当性を再度確認（2次スクリーニング）した上で、輸出等許可申請書の提出等必要な指示を与える、という手順で輸出管理業務は行われるべきでしょう。また、研究用資機材の輸出が事前に予測される場合は、契約担当部署と十分に連絡をとって、共同研究等の契約書にM T A（Material Transfer Agreement）の条項を盛り込んでおくといった対応策を採ることが望ましいです。技術提供の場合についても、資機材の輸出の場合と同様に対応すべきです。その際、前述のホームページ下の「**技術の羅針盤**」が有用です。

## 5. 大学における取組事例

### （1）九州工業大学

2006年に輸出管理規程や輸出管理実施手順を策定し、実際の運用を行っています。

### （2）名古屋大学

2009年4月に輸出管理規程を策定し、大学内の体制を整備し運用を開始しました。

### （3）東京理科大学

産学連携活動全般を行う「科学技術交流センター（承認T L O）」が取り扱う案件については、安全保障貿易管理の観点からもスクリーニングされる体制となっています。

### （4）中央大学

独自の安全保障貿易管理のチェックリストとフロー図を2006年度に作成しました。

### （5）九州大学

知的財産本部（I M A Q）を中心に、学内教員向けリーフレットの作成（2008年3月）やワークショップ等の開催を通じ、大学の安全保障貿易管理に関する情報の周知を積極的に行っています。

### （6）U C I P（国際・大学知財本部コンソーシアム）

国際的な産学官連携の推進に際し、個々の大学が保有する知財の共有、国際知財人材の共同養成等、多様な機能を相互に補完することを目的として、新潟大学、山梨大学、静岡大学、芝浦工業大学、信州大学、電気通信大学の6大学で構築した大学間ネットワークです。安全保障貿易管理についても積極的に取り組んでいます。

## 6. 大学支援機関の取組と相談窓口

### ① 経済産業省

(a) 輸出管理の一般的な問い合わせ → 安全保障貿易案内窓口 [TEL:03-3501-3679](tel:03-3501-3679)

(b) 法令解釈についての問い合わせ → 安全保障貿易管理課 [TEL:03-3501-2800](tel:03-3501-2800)

(c) 許可申請手続き、キャッチオールの前相談、規制品目に該当するか否かについての個別の相談 → 安全保障貿易審査課 [TEL:03-3501-2801](tel:03-3501-2801)

(d) 輸出管理社内規程(CP)についての相談 → 安全保障貿易検査官室 [TEL:03-3501-2841](tel:03-3501-2841)

### ②（財）安全保障貿易情報センター（C I S T E C）

(a) 該非判定、解釈等に関する技術相談、輸出手続、CPの作成、その他安全保障に係る輸出管理に関する相談（大学会員は原則無料、非会員は有料：時間制。）

→ 情報サービス・研修部 [TEL:03-3593-1149](tel:03-3593-1149)、<http://www.cistec.or.jp/>

著作：特定非営利活動法人産学連携学会（2009年8月）